

# 「協同労働の協同組合」法が目指す団体のしくみ(基本性格)

A子さんたちは、地域で安心して老後を過ごせる場所を作ろうと、仲間でデイサービスの事業を立ち上げることにしました。しかし、活動拠点の賃貸契約を結んだり、介護保険の指定や自治体からの委託を受けるためには、法人格が必要。しかも、法人格は「どんな組織なのか」を表すものです。そこで、どの法人格をとるのが一番よいか、手分けをして調べることにしました。

## NPO 法人



A子さん 「非営利組織」という点は、私達の理念に合うわ。でも「ボランティア活動組織」の仕組みで、経営基盤は、寄付や助成金がメインみたい。私達はお金儲けは目的じゃないけど、「食べていける」だけの事業高は目指したい。そして、自分たちで、お金を出し合って運営していきたいから事業を行うための組織としては組み立てにくいわ。

## 公益法人



B子さん 社会貢献、非営利活動を行うための仕組みだから、私達の理想とする「仕事おこし」を応援するものじゃないのね。事業資金の調達には、基金に寄るものがメインで、出資も認められていない。仲間で、出資・労働・経営するという「三位一体」の動き方、民主的な運営を目指す私たちとはちがうみたい。

**非営利だが、出資が認められていない**

## 企業組合法人



C子さん 個人（4人以上）が組合員となり、資本と労働を持ち寄り、働く場をつくるという点は私達の理想に近い。でも雇用者（雇われて働く人）を置くこともできる、という点がちがう。

それに、いずれ株式会社に発展することを目指した「営利目的」の組織というところが、なじまないわね。地域の人から「営利目的でしょ」と見られるわ。

## L L P



D子さん 有限責任事業組合契約に関する法律に基づいているのね。第1条に「共同で営利を目的とする事業を営むための契約であって」とあるわ。出資は認められているけど、その金額によって、組織内の責任や権利が代わってくるんじゃないのね。私たちの目指すのは、一人何口出資しても「一人一票」の精神だもの。

**出資は、認められるが営利目的**

「雇うー雇われる」という関係でなく、対等な関係で働きたい。お金も銀行からの借金や寄付をあてにせず、自分たちで出し合ってやりくりするつもり。

地域で安心して暮らし続けたい、という願いをかなえるための仕事だから、分け前を増やすのが目的じゃない。どの法人格もそういう仕組みにはぴったりこないわね……。

「協同労働の協同組合」っていうのがあるみたい！  
まだ法人としては認められていないそうだけど。



**協同労働の  
協同組合法が  
実現したら**

- ◎雇用労働ではなく協同労働で
- ◎非営利の市民事業として展開し、
- ◎地域づくりや社会連帯をめざす協同組合組織として事業をつくり出し、展開できる
- ◎事業剰余の中から、優先的に非営利協同基金を社会的に積み立てることにより、公共性を実現する。この基金が新しい仕事おこしに活かされていくという非営利の循環をつくる。
- ◎そんな仕組みの組織が「法人」として認められることになります。